

フェイス トゥ フェイス (みんなで協働推進ページ)

FACE TO FACE 顔のみえる関係づくりでひろげる阿久比のまちづくり

住民税1%町民予算枠制度 令和2年度事業募集(令和3年度事業実施)

町民の皆さんの提案や公益的なまちづくり活動を支援する仕組みが「住民税1%町民予算枠制度」です。皆さんからの「熱い想い」や「創意工夫」にあふれた企画・提案を待っています。

種類	内容	募集期間
わくわく アイデア事業	▼ 地域の課題を解決する事業やまちづくりに有益となる事業を募集します。 ▼ 採択された事業は令和3年度に行政が実施します。 ※ 【防災】【交通安全】【防犯】【広報】【子育て】【福祉】【保健】【商工】【観光】【公園】【環境・ごみ】【文化・芸術】【スポーツ】など	5月1日(金)～ 6月26日(金) (必着)
わくわく コラボ事業	▼ 協働によるまちづくりの推進と多様化する行政ニーズや地域の課題に対応するため、町民活動団体が自主的・自発的に町内で実施する公益的なまちづくり事業(令和3年度内に完了できる事業)を募集します。 ▼ 採択された事業は令和3年度に町民活動団体が実施し、行政からは対象となる経費に対し全額(10分の10)を補助します。	5月1日(金)～ 7月22日(水) (必着)

※ 詳細は、広報あぐい5月1日・15日号に掲載します。

■ 問い合わせ先 政策協働課協働推進係 ☎(48)1111(内1310)

「第十一回特別弔慰金」の支給について

戦没者等の遺族の皆さんに第十一回特別弔慰金が支給されます。

■ **対象** 戦没者等の死亡当時の遺族

※ 令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有している方(戦没者等の妻など)がいないことが条件になります。

■ **支給順位** 次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

- (1) 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 ※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)から(3)以外で戦没者等の3親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限り)

■ **支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

■ **請求期限** 令和5年3月31日 ※ 請求期限を過ぎると特別弔慰金を受給できなくなります。

■ **請求・問い合わせ先** 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内1121)